

横浜市病院協会に対する補助金等事務事業調査の状況について

えばら みつお
 社団法人横浜市病院協会(会長 荏原光夫)に対して、本市が交付した補助金に係る事務事業等の調査を実施して
 いますが、現在までの調査の中で判明した事実についてお知らせします。

1 調査の概要

- (1) 目的 横浜市病院協会に対して本市が交付している補助金の執行や、委託業務及び指定管理業務が適
 切に行われているかどうかを確認するため。
- (2) 対象事業 横浜市病院協会に対して本市が経費を支出している全事業(過去5か年)
 ※ 別紙 参考資料1 参照
- (3) 調査期間 平成20年5月27日～(当面の間)

2 調査全体の状況

横浜市病院情報システム更新事業補助金、地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金について、不正な事務
 処理が行われていたことが確認されました。また、横浜市救急医療センター指定管理業務の実施に関して、一部不
 明瞭な事務処理が行われていたことが確認されました。

その他の事務事業については、概ね適正に執行されていました。

①横浜市病院情報システム更新事業補助金	※ 別紙 参考資料2 参照
補助対象の全部を外部のシステム開発業者への委託により執行しており、補助金精算報告書では320万円 の執行と記載されていたが(補助額は300万円(予算の範囲)で打ち切り)、協会の支払伝票等から確認された 執行額は、105万円のみであった。【平成17年度】	
補助対象の全部を外部のシステム開発業者への委託により執行しており、補助金精算報告書では336万円 の執行と記載されていたが(補助額は300万円(予算の範囲)で打ち切り)、協会の支払伝票等から確認された 執行額は、220万275円のみであった。など【平成18年度】	
②地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金	※ 別紙 参考資料2 参照
補助対象の一部を外部のシステム開発業者への委託により執行しており、補助金精算報告書では157万 5,000円の執行と記載されていたが、協会の支払伝票等から確認された執行額は、92万4,000円のみであっ た。 また、外部委託以外の部分(協会の直接執行によるセミナー開催等)については、補助金精算報告書では、 合わせて142万5,000円となるものと記載されていたが、協会の支払伝票等から本件補助事業のために執行さ れたことが確認できたものは、29万4,511円のみであった。など【平成18年度】	
③横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金	
人件費の積算や執行、年度終了後の精算・返還、退職給与引当金の保全等について、概ね適正に行われ ていたが、一部給与に関する事項の規定化や、補助金受入口座等に関して改善が求められる点が見受けら れた。	
④病院群輪番制事業に係る事務委託	
輪番参加病院(約50病院)からの事業計画書や実績報告書等の受理及び審査等、並びに各病院からの委 任を受けた輪番補助金の市への申請、請求、受理等が委託仕様書に基づき実施されており、各病院への補 助金の支払も適正に行われていた。	
⑤医療機関整備資金貸付事業に係る事務補助金・委託	※ 別紙 参考資料2 参照
概ね適正に執行されていたが、補助対象外の事務(協会の総会に係る食糧費)に補助金の一部が使われて いる例が見受けられた。【平成15・16年度】	
⑥横浜市救急医療センターの運営に係る指定管理業務	※ 別紙 参考資料3 参照
施設改修工事及び救急医療センターホームページ開発等事業において、工事費等の支払いが、入札やコ ンペにより決定した業者ではなく、当該工事等の値引き交渉などに関わった他の団体(神奈川県健康福祉経営 協同組合)に支払われるといった、不明瞭な事務が行われていたことが確認された。【平成18年度】	

3 協会からの説明の状況

現時点で病院協会からは、別添文書のと通りの説明を受けています。

※ 別紙 参考資料4 参照

(主な記載内容)

- ・ 補助金精算報告書の記載と実際の執行額に差異があったことについて
- ・ 補助金精算報告書の記載と実際の執行額に差異が生じた理由等について
- ・ 横浜市病院協会と神奈川健康福祉経営協同組合の関係について

4 今後の対応

横浜市病院協会にさらに詳しい説明を求めるなど、引き続き調査を進め、厳正に対処してまいります。

確認された事実に基づいて補助金の返還等を求めるとともに、事務事業の適正な執行に関して必要な指導等を行ってまいります。

調査対象事業(横浜市病院協会に対して本市が経費を支出している全事業)

単位=千円

対象事業名	説明	事業費(15~18年度は決算額、19年度は予算額)				
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
① 横浜市病院情報システム更新事業補助金	病院協会が運営するホームページ「ヨコハマみんなの病院」等の診療機能情報の充実などにより、市民・医療機関が必要とする情報を適切に提供できるようにするためのシステム全面更新	—	—	3,000	3,000	—
② 地域医療連携クリティカルパス調査・研究事業補助金	地域医療連携体制の構築に有効なツールとされる地域連携クリティカルパス(治療計画書)の導入・普及に向けた、研究会、セミナーの実施及びモデルシステムの開発	—	—	—	3,000	3,000
③ 横浜市病院協会看護専門学校運営費補助金	看護専門学校の運営に必要な、教職員の人件費等の補助	133,855	132,436	127,239	129,337	140,256
④ 病院群輪番制事業	夜間・休日に交代で二次救急患者の受入れを行う病院群輪番制参加病院に対する実績に応じた補助 うち、参加病院の当番日調整及び実績に応じた補助金の支払い等に係る事務の委託	488,810	500,079	376,576	320,578	279,989
		9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
⑤ 医療機関整備資金貸付事業	市内の医療機能整備の促進のために、医療機関に対して低利・無利子で行う資金融資 うち、申込の受付、審査会の開催等の事務に関する補助金(～17年度)、委託(18年度～)	2,071,891	1,823,676	1,539,027	1,362,932	1,231,795
		1,800	1,800	1,200	900	900
⑥ 横浜市救急医療センターの運営に係る指定管理業務	横浜市救急医療センター(夜間急病センター、救急医療情報センター、小児救急電話相談)の運営に係る指定管理料	—	—	—	103,500	135,555
合 計		2,694,556	2,456,191	2,045,842	1,922,347	1,790,595
うち、病院協会への補助金、委託料等		145,455	144,036	141,239	249,537	289,511

調査対象事業費

※ 病院群輪番制事業に係る参加病院への補助金本体については、救急患者の適正な受入体制の確保の観点から、本件 調査とは別に参加病院の評価等を行います。

※ 医療機関整備資金貸付事業の事業費には、病院協会取扱分以外(診療所 及び歯科診療所への資金貸付に伴うもの)を含む。

※ 医療機関整備資金貸付事業に係る貸付金本体については、本件調査とは別に、借受医療機関等に対する調査を行います。

【社団法人横浜市病院協会について】

*病院協会ホームページより URL <http://www.yhanet.jp/>

設 立 : 昭和30年(昭和56年社団法人化)

設 立 目 的 : 横浜市内の所在する病院の管理運営を強化し、横浜市医師会及び関係諸機関との協調のもとに諸般の問題を調査研究して、病院組織及び医療体制の充実及び発展を図り、もって地域医療の向上と市民の健康増進に寄与することを目的とする。(定款から)

会 員 数 : 115病院

役 員 : 理事(会長1、副会長4を含む。) 25名・監事3名 計28名

執行額の相違等の状況

		補助金精算報告書の記載内容	今回の調査により確認された内容
① 横浜市病院情報システム更新事業補助金 予算額 各300万円	平成17年度	外部委託による執行 320万円 (精算額 300万円) 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 105万円 支払先:(株)シーガル
	平成18年度	外部委託による執行 336万円 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 220万 275円 支払先:神奈川県健康福祉経営協同組合 ((株)シーガルの請負金額 200万 250円) 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 80万8,500円
		計 336万円 (精算額 300万円)	差額 215万円 (精算額との差 195万円)
② 地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金 予算額 300万円	平成18年度	外部委託による執行 157万5,000円 請求書の発行元:(株)シーガル	外部委託による執行 92万4,000円 支払先:神奈川県健康福祉経営協同組合 ((株)シーガルの請負金額 840,000円)
		協会の直接執行 142万5,000円	協会の直接執行 29万4,511円
		計 300万円 (精算額 300万円)	差額 65万1,000円
⑤ 医療機関整備資金貸付事業事務補助金 予算額 各180万円	平成15年度	協会の直接執行 180万円 (精算額 180万円)	協会の直接執行 180万円 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 7万3,314円
	平成16年度	協会の直接執行 180万円 (精算額 180万円)	協会の直接執行 180万円 上記の支払額には、一部補助対象外のものが含まれていた △ 7万5,654円

※ (精算額との差の合計 548万8,682円)

横浜市救急医療センターの運営に係る指定管理業務における不明瞭な事務

今回の調査により確認された内容			
項目	入札等の結果	値引き結果	実際の支払い
救急医療センター3階 研修室改修工事 (平成18年度)	3社による入札 落札価格:820万2,000円	神奈川健康福祉経営協同組合が値引き交渉 (額不明)	神奈川健康福祉経営協同組合から協会に請求 支払額:779万8,000円
救急医療センターホー ムページ開発等 (平成18年度)	病院協会が値引き交渉 3社によるコンペ 採用価格: 339万5,700円(開発費) 220万5,000円(運営費) ※運営費は10か月分	186万9,000円(開発費) 141万7,500円(運営費) ※運営費は9か月分	作成したホームページの公開にあたり神奈 川健康福祉経営協同組合の所有するドメ インを使用するため、同組合から協会に請求 205万5,900円(開発費) 155万9,250円(運営費) ※運営費は9か月分
落札者・採用者以外の団体(神奈川健康福祉経営協同組合)に工事費等を支出			

【神奈川健康福祉経営協同組合(略称:健福協)について】

*協同組合ホームページより URL <http://www.kenpuku.jp/>

- 本部所在地 : 横浜市港北区篠原町2797
- 組合員 : 横浜市病院協会加盟の120病院、神奈川県下の病院・診療所の一部
- 主たる事業 : 医薬品・医療消耗品・診療機器の共同購買
病院施設等の管理運営に係わる委託業務の斡旋
事業資金の貸付
教育・情報の提供
福利厚生に関する事業

※代表理事 : 塩原和夫(社団法人横浜市病院協会理事)

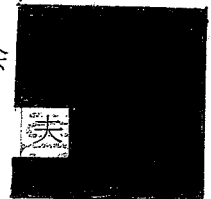
20 横浜市病協発第 48 号

平成 20 年 6 月 4 日

横浜市健康福祉局長 様

社団法人横浜市病院協会

会 長 荏 原 光



補助金等に係る事務事業及び横浜市救急医療センターの業務実施状況
にかかると調査結果について（報告）

標記調査にかかると横浜市の補助金の執行状況について、当協会では調査した結果につき、次のとおりご報告申し上げます。

1. 平成 17 年度及び平成 18 年度横浜市病院情報システム更新事業並びに平成 18 年度地域医療クリティカルパス調査研究事業について

(1) それぞれの事業報告書（横浜市へ提出）と当協会の支払いを証する書類（振込伝票と預金通帳）を照合した結果、報告書に誤りがあり、次のとおり執行残額が生じておりました。

1. 平成 17 年度横浜市病院情報システム更新事業補助金(予算額 300 万円)

補助金精算報告書の記載内容	補助金精算額	3,000,000 円
今回の調査により確認された内容	外部委託による執行	1,050,000 円

精算額との差(A) 1,950,000 円

2. 平成 18 年度横浜市病院情報システム更新事業補助金(予算額 300 万円)

補助金精算報告書の記載内容	補助金精算額	3,000,000 円
今回の調査により確認された内容	外部委託による執行	1,391,775 円
	精算額との差(B)	1,608,225 円

3. 平成 18 年度地域連携クリティカルパス調査・研究事業補助金(予算額 300 万円)

補助金精算報告書の記載内容	補助金精算額	3,000,000 円
今回の調査により確認された内容	外部委託による執行	924,000 円
	当協会の直接執行	294,511 円
	精算額との差(C)	1,781,489 円

4. 平成 15 年度医療機関整備資金貸付事務補助金(予算額 180 万円)

補助金精算報告書の記載内容	当協会の直接執行	1,800,000 円
今回の調査により確認された内容	当協会の直接執行	1,726,686 円
	精算額との差(D)	73,314 円

5. 平成 16 年度医療機関整備資金貸付金事務補助金(予算額 180 万円)

補助金精算報告書の記載内容	当協会の直接執行	1,800,000 円
今回の調査により確認された内容	当協会の直接執行	1,724,346 円
	精算額との差(E)	75,654 円

精算額との差の合計(A+B+C+D+E) 5,488,682 円

このように執行残額が生じたのは、これら補助事業をほとんど一人で取り扱っていた当協会理事兼事務局長（以下「前事務局長」という）の指示で、(株)シーガルに「報告書添付用請求書」と「実際の支払用請求書」と金額の異なる2種類の請求書を提出させ、その結果、差額を生じさせたものであります。

執行しなかった残額（差額）は、当協会では出金担当者と事業執行者とは明確に区分されていること、ならびに振替伝票で不明確な支払いがないことから、現時点では流出はなく当協会一般会計の中に留保されたままになっていると思われま

(2) なぜ、このようなことが発生したのか。

これら補助事業は、各事業の一部分を除き前事務局長が一人で企画、補助申請、執行、報告等の一連の作業を取り扱っており、会長等役員への報告や相談は全くなされていなかったことに、大きな原因があると思われま

前事務局長が、(株)シーガルの担当者に金額の異なる請求書の作成を命じ、提出させていたことは、(株)シーガルの担当者が認めておりま

また、実体に反する請求書を提出させた事実を確認するため、当協会代理人弁護士から前事務局長に対し質問をしましたが、「上司の包括的な指示を受けて行った」という意味の答えはするが、具体的な説明を拒否しています。(株)シーガルの担当者の説明が事実と反するならば、前事務局長は反論すべきと思われま

このことから、前事務局長は独断で実体に反する請求書を作成し、それを横浜市に提出し、このような事態を招いたことは明らかと考えざるを得ま

そこで、これら一連の事態の責任により、平成 20 年 5 月 28 日をもって前事務局長を懲戒解雇し、なお刑事訴追手続進行中でありま

しかしながら、なぜ前事務局長がこのようなことを行ったのか、理解に苦しむところでありま

2. ところで、これらの事業の直接の委託先である神奈川健康福祉経営協同組合（以下「健福協」という）に対しては、(株)シーガルは正規の請求書（前述の 2 種の請求書のうちの 1 種）が提出されておりました。なお、健福協が直接の委託先となっているのは、横浜市病院情報システムに関するソフト等、知的財産及びサーバーの所有権を(株)ケアネットから譲り渡された健福協が所持していることから、その内容の更新を行うため事業を健福協に委託しているものでありま

健福協は社団法人横浜市病院協会が収益事業を営むことが困難であることから、協会加入病院の経営基盤の強化のため、平成 11 年頃から協会の理事会で議論を始め、総会の議を経て協会加入病院を構成員として平成 14 年 12 月 24 日に設立されたものでありま

健福協は、組合員の経済活動を促進し、経営的地位の向上を図るため、医薬品、医療消耗品及び診療機器等の共同購入を始め、病院施設等の管理運営に係

る委託事務の斡旋等の事業を行い、使用料又は手数料を徴収することができることとされております。

設立当初、貸付金を含め横浜市病院協会加入者全員が出資し、設立したものであり、両者は一心同体型であると認識しており、従って、当協会発注の諸事業を健福協が協力することは当然のことであります。

3. これら一連の不明朗かつ不名誉な事態を招いたことに対し、市民の皆様並びに市当局に大変ご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げますとともに、執行残として留保されている差額については、速やかに横浜市に対し返還いたす所存であります。

連絡先： 社団法人横浜市病院協会

事務局長 増井 毅

横浜市中区花咲町 2-66

千葉ビル 3階

TEL 250-5717

FAX 250-5598